

平成30年第6回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成30年12月4日（火曜日）

議事日程 第1号

平成30年12月4日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続審査に関する委員長報告について |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 6 | 発議第18号 みなかみ町議会特別委員会の設置について |
| 日程第 7 | 発議第19号 みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任について |
| 日程第 8 | 報告第 9号 グラウンドゴルフ場整備工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 報告第10号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分不承認に伴う措置について |
| 日程第10 | 議案第51号 平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第52号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第53号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第54号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第55号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第56号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第57号 みなかみ町学校施設整備基金条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第58号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 竹細工の家） |
| | 議案第59号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 わら細工の家） |
| | 議案第60号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 陶芸の家） |
| | 議案第61号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 和紙の家） |
| | 議案第62号 指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館） |
| | 議案第63号 指定管理者の指定について（湯桧曾公園） |
| | 議案第64号 指定管理者の指定について（寺間運動公園） |
| | 議案第65号 指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曾地区足湯） |
| 日程第16 | 議案第66号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について |

議案第67号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第68号 平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第17 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 1. 都市計画区域の見直しは
2. 今後の教育行政の取り組みは
 - ◇ 阿部賢一 君 1. 町長が取り組む8つのことについて
2. 農林業振興
3. 安心・安全なまちづくり
4. 優しいまちづくり
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋・朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	小林洋君
13番	中島信義君	14番	阿部賢一君
15番	高橋市郎君	16番	山田庄一君
17番	久保秀雄君	18番	小野章一君

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	茂木法志君	11番	石坂武君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋康之	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	笠木淳司君
教育長	田村義和君	参与	田村秀君
会計課長	田村雅仁君	総務課長	原澤志利君
総合戦略課長	桑原孝治君	エコパーク推進課長	高田悟君
税務課長	岡田宏一君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	鈴木伸一君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	松井田順一君	観光商工課長	宮崎育雄君
地域整備課長	古川文雄君	教育課長	杉本隆司君
水上支所長	林和也君	新治支所長	原澤達也君

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところを定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成30年第6回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は12月定例会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

師走に入り、何かと慌ただしい年の瀬を迎え、皆様には多忙な日々をお過ごしのことと存じます。谷川岳も雪化粧し、11月15日には水紀行館を会場に除雪の出陣式が行われたところでございます。

さて、私は10月28日より町長職を務めさせていただいております。改めて、私の施政方針、今後4年間の町政の方向性や進め方について述べたいと思いますので、少々お時間をいただきます。

10月23日、町長選挙の告示がなされましたが、無投票当選という形になりました。まず、この点について述べさせていただきます。

今回の町長選挙は前町長の2度にわたる不信任の可決に伴い執行されるという、あまり例のない町長選挙でありました。議員皆様からの統一候補として推薦をいただいた無投票当選という形になりました。このことは町民皆様が私に一日も早い信頼の回復、町政の安定化に期待するものだと、非常に重く受けとめております。信頼の回復、町政の正常化、山積しております行政課題のスピード化の取り組みで、町の活性化と未来への責任ある行政を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、まず第1点として、信頼の回復と町政の正常化に努めてまいります。

みなかみ町が新設され14年目を迎えました。歴代町長が進めてきた夢のあるまちづくり、この半年で町の信頼は失墜し、町政は停滞、まさに混乱の極みでありました。活力あるみなかみ町を取り戻すため、町民や訪れる人の声に耳を傾け、信頼回復に努めます。また、みなかみ町の関係する機関の皆様、友好都市協定を結んでいる市町村の皆様、これ

からみなかみ町の再生に努めることを説明し理解をいただきながら、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

また、町職員との議論を進める中で、町民の幸せ、地域の活性化につながる事業を町議会に提案し、議論しながら進めていきたいと思っております。このことが町政の安定化につながると考えております。

次に、産業の振興ですが、将来の町の活性化につながる社会資本の整備を計画的に進めてまいります。みなかみ町新設後、整備が進められてきました都市計画道路は、継続して進めていく必要があると考えております。

町の主要産業は観光と農業です。この基幹産業が元気になることが町の活性化につながると思います。みなかみ町には2,000メートル級の谷川岳、そこから連なる里山、田園風景、そして温泉と、自然が豊かな町です。そのことがユネスコエコパークの登録につながったと思っております。これからも町の自然を生かした観光商品の開発・発掘を、観光協会と一緒に考えていきたいと思っております。

海外との交流、友好都市協定のある市町村との交流、そして利根川の上下交流など、交流事業を続けることも重要と考え取り組んでまいります。

また、みなかみ町にはおいしい農産物がたくさんあります。観光客の皆さんにはぜひ地元産の農産物を提供していただきたいと思っております。町を訪れるお客さんは地元の食材を求めていると思っております。そのことにより観光と農業が結びつくことができれば、お互いの発展につながるのではないのでしょうか。そういった仕組みを検討していきたいと思っております。

産業の振興には働く環境整備が必要で、そのための企業誘致や町の主産業である農業と観光を発展させる施策を講じなければなりません。特に農業の衰退は有害鳥獣による被害の拡大、耕作放棄地の増加による環境の悪化など、観光や他産業への影響も大きいものがあります。地産地消の取り組みにより町内産の農産物を循環させることができれば、給食費の負担軽減と農業の振興に結びつくものと思われまます。

次に、教育環境の整備ですが、町の宝である子供たちが学ぶ環境整備は重要です。国では全国の公立小中学校にエアコンを設置するための補正予算を計上いたしました。ことしの夏は猛暑が続きました。町としてもこの機会を逃さず、教育環境の整備に努めてまいります。

なお、関連する補正予算を今12月定例会で提案させていただいております。

また、昨年6月には町の検討委員会の議論を経て、教育委員会より町長へ公立小中学校の適正規模・適正配置について答申が出されました。現在の子供たちの置かれている教育環境を考えると、学校統合についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。既に町の総合教育会議に具体的な統合推進を検討するようお願いいたしました。小学生、中学生の交流事業にも引き続き取り組んでまいります。

次に、ごみの課題解決ですが、町のごみ処理は多くの問題を抱えております。アメニティパークは平成10年に供用開始され、今後、長寿命化、いわゆる大規模改修を実施しなければ、平成39年には適切な運用が難しくなります。老朽化しているごみ処理施設、火

葬場など、町民の生活に欠かすことのできない生活環境の向上に向けた取り組みが求められます。この課題に真摯に取り組み、ごみの減量化やコスト縮減を図り、ごみ袋の負担軽減を目指します。

次に、子育て支援のさらなる充実ですが、国では保育料の無償化に向けた議論が進められております。議論の行方を注視しながら、みなかみ町にとって最良の施策を展開します。学校給食は単に無償とするのではなく、地産地消など他の産業に寄与する仕組みを構築した上で進めてまいります。

次に、人口減少対策ですが、人口減少は地域経済、教育、活力など町の施策全てに影響を及ぼします。自治体の多くが少子化、人口減少対策を最優先課題としているのはそのためです。また、高校生の多くが都内へ進学・就職する流れをとめるため、みなかみ町が有する高速交通網を利用し通学・通勤していただければ、人口流出が防げるのではないかと考えています。そのための支援について考えていきたいと思っております。

しかし、いずれの施策も特効薬にはなりません。歩みは遅くとも着実に取り組んでいくことが重要であると思っております。

次に、安心・安全なまちづくりですが、持続可能なまちづくりは町民が安心・安全に暮らせなければなりません。その一つとして、町内全域に統一した緊急情報伝達手段を構築し、防災対策の強化を図ります。また、公共交通である鉄道・バス路線は確保されているものの、運行本数や後閑駅の無人化など課題を抱えております。高齢者の運転免許返納に伴う交通手段の確保や来訪者の利便性に向けた二次交通対策を講じる必要があります。高齢者や来訪者の交通利便性の向上に取り組んでまいります。

最後に、みなかみ町は平成29年6月、みなかみユネスコエコパークの認定をいただきました。その理念はみなかみ町が自然と共生し、持続発展することだと思っております。持続可能なまちづくりを進めるためにもエコパークの取り組みは重要であり、みなかみ町の多様な資源をまもり、いかし、ひろめる活動を進めていくことで見える化を図り、町民が誇りを持てるまちづくりに取り組んでまいります。

何よりも町民皆さんの積極的なまちづくりへの参加を得て、住みよいまちづくりを進めることが必要であると考えております。自助、互助、扶助の精神に基づいて町民皆さんの積極的、自発的なまちづくり活動に支援していくことが重要と考えております。政策の方向づけや施策の進め方については、議員各位の積極的な参加と議会の総意が大切だと思っております。今後の議員各位の政策議論をお願いいたします。

町民の皆さん、議会、町当局、全ての力を合わせ、町民皆さんが住んでよかった、これからも住み続けたいみなかみ町を実現していくためにその先頭に立ち、精いっぱい努力させて頂く覚悟であることを申し上げて、所信の表明とさせていただきます。

さて、本議会に提案いたします案件は、報告2件、条例改正6件、補正予算3件、その他9件であります。詳細については後ほどご説明させていただきますので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程（第1号）のとおりであります。

議事日程（第1号）により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2番 茂木法志君

11番 石坂武君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（小野章一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月4日より、12月14日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月4日より12月14日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告をいたします。

10月3日には、利根地方総合開発協会の知事要望活動を県庁で行いました。

10月10日には、議会だより編集特別委員会の委員の皆様とともに、全国町村議会広報研修会に参加いたしました。

10月18日には、利根沼田文化会館において開催された第63回群馬県更生保護大会に出席いたしました。

10月25日には、みなかみ町平和式典戦没者追悼式に参加いたしました。

10月26日には、利根商業高等学校体育館において利根沼田学校組合立利根商業高等学校創立60周年記念式典が挙行され、式典終了後には創立60周年記念講演会が行われました。

10月29日には、岩手県岩手町議会総務教育常任委員会の行政視察がございまして、みなかみ町の廃校活用に関して廃校活用に至る経緯や行政のかかわり、廃校活用の現状・課題などについて意見交換を行いました。

11月1日には、午後1時から昭和村公民館多目的ホールにおいて多くの関係者の臨席のもと、昭和村施行60周年記念式典が挙行されました。利根郡の構成町村としても、ともに発展していくことを祈念するものであります。また、午後2時半からは群馬県立沼田高等学校定時制課程設置70周年記念式典が挙行されました。

11月3日から4日まで、第13回みなかみ町文化祭が月夜野会場、水上会場、新治会場の町内3カ所で開催されました。地域の皆様の手づくりの作品が多数展示・発表されるとともに、日ごろの練習の成果を披露する舞台発表が行われました。

11月13日には、山梨県甲府市議会建設経済常任委員会による行政視察がございまして、農泊推進事業に関する活発な意見交換が行われました。

11月17日に開催された三宅村産業祭には、産業観光常任委員会の委員の皆さんと一緒に参加してまいりました。農産物の直売を行うなど、相互の交流を深めてまいりました。

11月20日には、群馬県町村議会議長会主催による群馬県関係国会議員との懇談会に出席するとともに、翌21日には、町村議会議長研修会並びに町村議会議長全国大会に出席いたしました。

その他の日程は、議会事務局で閲覧されるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 閉会中の継続審査に関する委員長報告について

議長（小野章一君） 日程第4、閉会中の継続審査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員会委員長小林洋君。

（産業観光常任委員会委員長 小林 洋君登壇）

産業観光常任委員会委員長（小林 洋君） 産業観光常任委員会における東京都三宅村交流事業についてご報告申し上げます。

目的といたしましては、1、三宅島産業祭への参加、2、島内産業の現況視察、3、今後の交流協会に対する調査、以上、3点でございます。

まず最初に、三宅島産業祭参加についてでございます。

11月17日に開催されました三宅島産業祭に際し、当実行委員会よりみなかみ町議会議長宛てにご案内をいただきました。このご案内に対する参加でございます。

まず、当日におきましては午前9時よりテープカットに始まりまして、開会式に参列させていただきました。11時よりイベント広場テントブースをお借りしまして、観光課職員2名とともにみなかみ町のリンゴ販売と観光PRを行ってまいりました。島民の方々と触れ合うこともでき、中にはみなかみ町の星の鑑賞会に行ったよとか、たくみの里に行ったことがあるよ等々、うれしくなるようなお声がけをいただきました。

夕方には三宅村主催の交流会にお招きいただきまして、村長、議長を初め議員の皆様はもちろんのこと、同じくこの産業祭に参加しておりました東京都小金井市の市長また副議長、議員の皆様、また三宅村とは交流の歴史が最も長い長野県伊那市副議長とも懇談を深めるとともに、有意義な意見交換を交わすこともできました。小金井市議会には秘境温泉議員連盟というのがあるらしくて、みなかみにいい秘境はあるかいというようなことを問われたんですが、秘境はともかくとしてもみなかみには18湯すばらしい温泉がありますので、いずれにしても皆さんご満足できる温泉は必ずありますのでお越しくださいというふうにお答えしておきました。

次に、島内産業の現況であります。全島避難解除から13年、高濃度火山ガスが観測されなくなってから1年が経過し被災前の姿を取り戻しつつある一方で、共通の課題であります。各産業において高齢化、後継者の確保・育成等々、課題を抱えているとのこと。この問題解決の一つとして、まずは島内産業の現状を理解してもらうことが重要であり、この産業祭がその役割を担っているということでした。

最後に、今後の交流強化についてであります。お互いに何ができるのかを委員初め議員各位の皆様のご意見を聞きながら、継続調査を行っていきたいと考えております。今年度も三宅村中学校の生徒の皆さんが、職場並びにスキー体験にお越しいただきます。まずはこういった地道な交流の継続が重要だと考えております。

以上、委員長報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で、産業観光常任委員会委員長小林洋君の委員長報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（小野章一君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日まで受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（小野章一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第6 発議第18号 みなかみ町議会特別委員会の設置について

議長（小野章一君） 日程第6、発議第18号、みなかみ町議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

特別委員会の設置に当たり説明させていただきます。

特別委員会の設置につきましては、過日より全員協議会等において再三にわたり議論がなされてまいりました。奥利根アメニティパークより排出される、ごみ固化燃料RDFの民設民営による実証実験にかかわる問題であります。

議会では平成28年よりRDFの利活用の検討について町当局の考えの中、ともに調査と協議を行ってまいりました。その後、平成29年10月3日には民設民営による実証実験の方向にて、民間業者との協定書締結になったものでございます。しかし、今思っても実証実験は行われておらず、平成30年8月6日における町長不信任案可決後において、前町長よりRDFが選挙の争点である等の発言もあり、各報道機関を通じて町民にも大きな不安を抱かせております。

ここで議会としても改めてこのごみ処理に関する一連の問題について特別委員会を設置し、調査と研究を行いたいと思います。

以上、特別委員会の設置について説明申し上げます。

お諮りいたします。

本案につきましては、みなかみ町議会委員会条例第6条第1項の規定により、ごみ処理調査特別委員会を設置し、同条第2項の規定により8人の委員で構成したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、原案のとおり8人の委員で構成するごみ処理調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第7 発議第19号 みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任について

議長（小野章一君） 日程第7、発議第19号、みなかみ町議会特別委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ごみ処理調査特別委員会委員の選任につきましては、みなかみ町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議長により指名選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

これより、ごみ処理調査特別委員会委員の指名を行います。

ごみ処理調査特別委員会委員に8番高橋久美子君、9番森健治君、10番鈴木初夫君、11番石坂武君、12番小林洋君、13番中島信義君、14番阿部賢一君、16番山田庄一君、以上8人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました以上の諸君をごみ処理調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長(小野章一君) これより暫時休憩いたしますので、委員会を開催し正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終わるよう、委員会条例第10条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

(9時27分 休憩)

(9時52分 再開)

議長(小野章一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(小野章一君) 休憩中にごみ処理調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたのでご報告いたします。

ごみ処理調査特別委員会委員長に中島信義君、同副委員長に小林洋君、以上で報告を終わります。

ここで委員長より挨拶をいただきたいと思います。

ごみ処理調査特別委員会委員長中島信義君。

(ごみ処理調査特別委員会委員長 中島信義君登壇)

ごみ処理調査特別委員会委員長(中島信義君) 先ほどの本会議でごみ処理調査特別委員会が設置されまして、8人のメンバーが議長より報告がありまして、暫時休憩の中、その8名で特別委員会の正副委員長の会議を持たさせていただきました。

それで、ただいま議長の報告のとおり、委員長に私、中島信義、副委員長に小林洋議員が推選ということで決定いたしましたので、皆さんとよろしく進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この特別委員会、これから第1回目の会議を12月12日に開催したいと思います。この内容についてはこれから議長を交えてしっかり方向を、どういう調査をしていくのかということを決めて、それからこの8名の委員を中心として議員18名で、しっかりこの特別委員会の役割を果たしていきたいと思います。どうぞ皆様方のご協力、ご支援、またいろんなご意見等をいただければと。

また、当局も含めてこの問題についてというよりか、その問題を提議したときにご協力いただければと、そんなふうだと思いますので、この特別委員会はそう長い時間をとってどうのこうのじゃありませんので、速やかにいろんな結論を出せる方向をみんなで見つけ出していただければと、そんなふうだと思いますので、ご協力とご支援をよろしくお願いいたしま

して、特別委員会の委員長挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小野章一君） ただいま委員長より報告がございました会期中のごみ処理調査特別委員会は、12月12日9時より開催いたしますのでご承知おきください。

日程第8 報告第9号 グラウンドゴルフ場整備工事請負変更契約の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第8、報告第9号、グラウンドゴルフ場整備工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第9号、グラウンドゴルフ場整備工事請負変更契約の専決処分についてご報告申し上げます。

平成30年6月議会で契約の議決を得て、グラウンドゴルフ場整備工事を施工してきたところであります。工事の進捗に伴う精査により、173万8,800円を増額し契約金額を7,517万8,800円として変更契約するものであります。地方自治法第108条第1項の規定により、平成30年11月7日に専決処分をいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で、報告第9号、グラウンドゴルフ場整備工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

日程第9 報告第10号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分不承認に伴う措置について

議長（小野章一君） 日程第9、報告第10号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分不承認に伴う措置についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

9月議会において平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告が不承認となりましたので、地方自治法第179条第4項の規定により、必要と認める措置として専決処分を行った経緯や内容及び専決処分が不承認となったこと等について、町民の皆様にご説明することをご報告させていただきます。

不承認の結果を重く受けとめ、二度とこのような事態が生じないよう適切な執行に努めてまいりますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

す。

議長（小野章一君） 以上で、報告第10号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分不承認に伴う措置についてを終わります。

日程第10 議案第51号 平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結について

議長（小野章一君） 日程第10、議案第51号、平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

行政事務用パソコンにつきましては、適宜更新を行っているところですが、基本的な考え方としておおむね5年を経過しているパソコンを対象としております。このたびの更新に当たり、ノートパソコン80台を購入するものであります。

11月14日に指名競争入札に付した結果、前橋本町2丁目2番16号、株式会社前橋大気堂、代表取締役社長、降旗崇が1,175万400円で落札いたしましたので、購入契約に当たり地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第51号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結については、

原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第11、議案第52号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第54号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第52号から議案第54号について人事院勧告に伴う改正のため関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第52号についてご説明申し上げます。

人事院は本年8月に民間企業との格差を解消するため、また特別給についても民間ボーナスの支給割合に合わせることを基本に、国家公務員給与に関する勧告を行いました。民間企業との格差に基づき月例給の0.16%の昇給を行うため、俸給表の水準の引き上げと特別給の支給を0.05月引き上げるなどの勧告内容です。また、群馬県人事委員会においても、人事院勧告と同様に民間給与との格差を埋めるため、月例給、ボーナスを引き上げる勧告を行いました。

これらの勧告を踏まえ、本町においても特別職、みなかみ町長、副町長、教育長の期末手当について国の特別職に準じ、年間0.05月分の引き上げを行うものであります。

なお、施行期日、支給方法等については一般職に準じて実施します。

次に、議案第53号についてご説明申し上げます。

議案第52号の説明と同様に国・県の勧告を踏まえ、職員の給与等について条例の改正を行うものです。

まず、一般職の月例給の水準を引き上げるもので、公民格差を考慮し給与表の改正を行うもので、職員全体で平均しますと400円程度の引き上げ、平均改定率は0.2%となります。

次に、特別給、ボーナスについて年間4.4カ月を4.45月に0.05月分の引き上げを行います。本年度においては6月期の勤務手当が支給済みであるため、12月期の勤務手当の支給月数を改正し、年間支給月数の引き上げを行います。あわせて、平成31年度以降の6月期、12月期の支給月数についても改正するものであります。

また、宿日直手当について200円増額改定となります。

なお、月例給については平成30年4月1日より適用し、その差額分を支給します。また、勤勉手当については平成30年12月1日より適用します。

続きまして、議案第54号についてご説明申し上げます。

議会議員の特別給につきましても、特別職の期末手当と同様に国の特別職に準じ、年間0.05月分の引き上げを行うものであります。

なお、施行期日、支給方法等につきましては、一般職に準じて実施いたします。

以上が改正の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第52号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第12、議案第55号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第55号についてご説明申し上げます。

町が実施する子供、重度心身障害者母子家庭等における医療費一部負担金に対する福祉医療費助成制度（以下「福祉医療費制度」という。）のうち、重度心身障害者に係る入院時、食事療養費標準負担額（以下「入院時食事負担額」という。）への助成につきまして、平成31年4月から所得制限を導入するための改正であります。

福祉医療制度は市町村が県から2分の1の補助を受け、県と足並みをそろえながら事業

を行っております。このたび群馬県が福祉医療制度の見直しを行うことに合わせて、みなかみ町においても同様の見直しを行うものであり、重度心身障害者における入院時食事負担額の助成について、現在は所得制限を設けておらず全ての方を対象としておりますが、改正後は住民税世帯非課税者に限り対象とするものであります。

一定の所得がある方には自己負担をお願いし、将来的に持続可能な制度にするための改正であることをご理解いただくとともに、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第55号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第56号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第13、議案第56号、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

この条例は農業委員会等に関する法律第18条第2項及び農業委員会等に関する法律施行令第8条の規定により、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例で委員定数を定めており、農地面積100ヘクタールに対して1名としております。来年4月に予定されている推進委員の改正に当たり町の農地面積が減少したことから、現在の定数27名を25名に変更する必要が生じたものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第56号について質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第56号、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第57号 みなかみ町学校施設整備基金条例の制定について

議長(小野章一君) 日程第14、議案第57号、みなかみ町学校施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第57号、みなかみ町学校施設整備基金条例の制定についてご説明申し上げます。

旧新治幼稚園猿ヶ京分園の処分に当たり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産処分の承認要件の一つが、財産処分に必要な国庫納付金相当額以上の額を学校施設整備の経費に充てることを目的とした基金に積み立てることとなっているため、新たな基金を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第57号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、みなかみ町学校施設整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、みなかみ町学校施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。

再開は10時30分からということをお願いしたいと思います。

(10時17分 休憩)

(10時28分 再開)

議長(小野章一君) それでは、会議を再開いたします。

- 日程第15 議案第58号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里 竹細工の家)
議案第59号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里 わら細工の家)
議案第60号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里 陶芸の家)
議案第61号 指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里 和紙の家)
議案第62号 指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)
議案第63号 指定管理者の指定について(湯檢曾公園)
議案第64号 指定管理者の指定について(寺間運動公園)
議案第65号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯檢曾地区足湯)

議長(小野章一君) 日程第15、議案第58号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの里 竹細工の家)についてから、議案第65号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯檢曾地区足湯)についてまで、以上8件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第58号から議案第65号まで一括してご説明申し上げます。

本年度末において9つの施設が指定管理期間の満了を迎えます。そのうち、指定管理者制度導入基本方針に規定している公募せず特定の団体を指定する施設として、8施設を上程させていただきました。

内容につきましては、11月19日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し審議いただいたところです。

なお、今回の施設の該当要件につきましては、施設に隣接する施設の管理運営法人を指定することにより、効率的、効果的な管理運営が確保される施設、また利用者とのつながりや地域密着度が高い施設であります。

施設の内訳につきましては、みなかみ町たくみの家として竹細工の家、わら細工の家、

陶芸の家、和紙の家の4施設、みなかみ町永井宿郷土館、湯桧曾公園、寺間運動公園、みなかみ町湯桧曾地区足湯の4施設、計8施設であります。それぞれの施設につきましては、設置当時からのさまざまな経緯等を考慮したほか、設置目的に沿った適正管理の実績を踏まえ、現在管理している管理者を指定させていただくものです。

なお、指定期間については、みなかみ町永井宿郷土館、湯桧曾公園及びみなかみ町湯桧曾地区足湯が平成31年4月1日から3年間、他の5施設は平成31年4月1日から5年間となっております。

以上、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第58号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

次に、議案第61号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

次に、議案第65号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 竹細工の家）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 竹細工の家）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第59号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 わら細工の家）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 わら細工の家）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 陶芸の家）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 陶芸の家）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 和紙の家）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの里 和紙の家）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、指定管理者の指定について（湯桧曾公園）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、指定管理者の指定について（湯檢曾公園）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、指定管理者の指定について（寺間運動公園）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、指定管理者の指定について（寺間運動公園）については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第65号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。

議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯檢曾地区足湯）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯檢曾地区足湯）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第66号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について

議案第67号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第68号 平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（小野章一君） 日程第16、議案第66号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第

6号)についてから、議案第68号、平成30年度みなみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第66号から第68号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第66号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,494万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億8,544万8,000円とするものです。

歳出補正の主なものは、人事異動及び給与改正等に伴う職員人件費の増額であります。

また、職員人件費以外のものは、2款総務費、1項総務管理費では、普通財産管理事業58万円、普通財産除去整備事業1,500万円、ふるさと納税推進事業7,000万円及びたくみの里活性化事業420万円の増額です。

2項調整費では、法人住民税賦課徴収事業208万5,000円の増額です。

3款民生費、1項社会福祉費では、福祉センター等管理運営事業98万1,000円の増額、2項児童福祉費では、子ども・子育て支援事業計画策定事業159万9,000円及び保育等施設給付事業81万円の増額です。

4款衛生費、1項保健衛生費では、保健福祉センター維持管理事業432万円の増額です。

6款農林水産業費、1項農業費では、地域農業再生協議会運営事業71万円及び資源リサイクルセンター管理運営事業35万7,000円の増額です。

7款商工費、2項観光費では、相俣ダム周辺レクリエーション施設管理運営事業170万1,000円の増額です。

8款土木費、4項都市計画費の下水道事業特別会計繰出金事業209万円、5項住宅費の耐震改修等事業2億3,527万5,000円は、いずれも減額補正です。

9款消防費、1項消防費では、消防団詰所車庫整備事業840万円の増額です。

10款教育費、1項教育総務費では、冷房施設対応臨時特例交付金事業3億456万円、学校施設整備基金管理事業152万3,000円の増額、4項高等学校費では、利根沼田学校組合地方交付税交付事業500万円の増額です。

11款災害復旧費では、8月の豪雨災害による農林水産業施設災害復旧事業1,100万円の増額です。

12款公債費では、地方債元金及び利子償還事業9,000万円の減額です。

財源となる歳入補正の主なものは、地方交付税1,830万3,000円の増額、国庫支出金8,763万7,000円の減額、県支出金5,310万8,000円の減額、基金繰入金7,000万円、繰越金9,788万8,000円及び地方債8,950万円の増額です。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第67号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万2,000円を増額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億495万2,000円とするものです。

歳出補正につきましては、人事異動及び給与改正に伴う職員人件費の減額、また各処理分区の下水道維持管理事業の増額です。

財源となる歳入歳出につきましては、一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額です。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第68号についてご説明申し上げます。

収益的収入は200万1,000円を減額し、総額4億1,499万9,000円とするものです。加入金200万円の増額及び資本的収入への振り替えによる400万1,000円の減額です。

収益的支出は267万4,000円を減額し、総額3億9,632万6,000円とするもので、修繕費及び材料費550万円の増額、資本的支出への振り替え及び給与費817万4,000円の減額です。

資本的収入は400万1,000円を増額し、総額3億5,800万1,000円とするもので、収益的収入からの振り替えです。

資本的支出は360万円を増額し、総額4億5,660万円とするもので、収益的支出からの振り替えです。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第66号から第68号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第66号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第68号、平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件について、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第68号、平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第17 一般質問

通告順序1 11番 石坂 武

1. 都市計画区域の見直しは
2. 今後の教育行政の取り組みは

議長（小野章一君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問については5名の議員より通告がありました。

本日は、2名の方の質問を順次許可いたします。

まず、11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 11番石坂。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

停滞、混乱を極めた町政の立て直しのために出馬し、当選された新町長に対しての初めての質問ということになりますが、ブランクの間があるとはいえ、行政経験が豊富な新町長への質問ということですので、回答について大いに期待して質問したいと思っております。なお、本日につきましては、諸般の事情で質問ができなかった6月に予定していた2問の質問をさせていただきたいと思っております。

なお、あらかじめお願いしておきますが、時間の制限もありますので、回答につきましては質問の部分に特化して簡潔に回答していただくことをお願いするとともに、回答の内容によりましては質問が重複するということがあるということを了解願いたいと思います。

それでは、初めに都市計画区域の見直しについてでありますけれども、まず本来の質問内容に入る前に、これからの質問に関連が出てきますので、都市計画区域と都市計画税の捉え方、考え方についてまず伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

まず、都市計画区域とは何かというご質問にお答えいたします。

都市計画法には自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量、その他国土交通省令で定める事項に関する現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として指定するものとされております。

都市計画税については、都市計画事業または土地区画整理事業に充当するための任意の目的税です。

みなかみ町においては、町村合併協議において月夜野都市計画区域及び水上都市計画区域並びに都市計画税の課税区域及び税率も引き継ぎまして、地方税法第702条第1項の規定により都市計画税条例を制定し、税を賦課しているところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ただいま都市計画区域と都市計画税の捉え方、考え方について町長より説明をいただきました。

都市計画税の課税標準額は固定資産税の課税評価額で、税率は上限0.3%となっておりますと思いますが、みなかみ町においては0.2%を使用しているということで、まずよろしいでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画税の税率は、石坂議員のご指摘のとおり、制限税率が定められております。それは100分の0.3を超えることができないということになっております。みなかみ町が市町村合併協議で旧町村の税率をそのまま引き継ぎ、0.2%を適用しております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） では、本来の質問に入らせていただきますが、町村合併以前、すなわち漢字の旧水上町当時、下水道の取り込みを主目的として藤原地区を除く大穴以北を都市計画区域に指定し、以来、都市計画税が発生していると思いますが、それに間違いはないか。

それとあわせて、みなかみ町における都市計画税の合計額は年額で幾らになるか、大穴以北に限定した場合、年間でおおよそ幾らになるか、教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 旧水上地区の都市計画区域の指定は、行政区域全体を昭和13年に指定しまして、その後、昭和44年、昭和55年に区域変更がなされ現在に至っております。旧水上町の都市計画税については下水道事業の認可に伴い都市計画税条例を定めて、昭和53年より課税するようになったものと認識しております。

都市計画税の年額についてですが、平成29年度の収入額は現年度分で8,140万円、滞納繰越分が717万円、合計8,858万円となっております。

その次に、大穴以北の税額がどのくらいになるかというご質問なんですけれども、税務課長からお答えさせます。

議長（小野章一君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えいたします。

税務課では都市計画の区域全体の税額を計算してしまして、部分的な計算というのは行っていないので、ただいま資料としてはないのが現状です。よろしく願いいたします。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 当然、計算すれば出る内容のものだと思いますので、今ということではなくて結構ですので、後日、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

ただいま都市計画税の発生についてはる説明いただき、間違いなく課税しているということで回答いただきました。現状においては下水道の取り込みについて今後においても実現する見込みはなく、都市計画税の課税については私としては大いに疑問を感じるころであります。

このような状況において早急に都市計画区域の見直しをして都市計画税が発生しないようにするか、あるいは区域はそのままにしたとしても税が発生しないようにするという方法があるのではないかと思いますし、その必要性があると思います。以前、水上地区中部会場で開催された町長と語る会におきましても同趣旨の質問がなされましたが、改善され

ておらず現在に至っているものと思います。この点についても大いに疑問が残ると思います。

この部分において早急に検討し対応する考えがあるか、あるいは既に検討に入っているか、伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 下水道事業について、まずご説明いたします。

議員ご指摘の大穴以北の下水道計画につきましては、平成9年に大穴処理分区の一部を事業認可区域に加え、地形的条件や維持管理費を勘案し、推進工法による整備を計画しておりました。財政事情や市町村合併の動向によりまして平成15年に事業を中断した経緯がございます。その後、平成21年度において当該地区役員の方々とも協議を行うとともに、群馬県流域下水道関係との協議や戸別処理計画等の検討を行ってまいりました。

今後、大穴以北の汚水処理計画につきましては、人口減少の傾向や整備期間等の条件を勘案するとともに、地域住民の方々のご意見を伺いながら、さまざまな処理手法や工法を検討し、地域に合った適切な汚水処理方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、都市計画区域の見直しについてお答えいたします。

ここで議論となっているのは、都市計画税の課税区域についてであろうと思います。みなかみ町は未線引きの都市計画区域であり、条例で定める区域内に所在する土地または家屋の所有者に都市計画税を課することができます。みなかみ町では、みなかみ町都市計画税条例により課税区域を定め課税しております。

課税区域の見直しについてですが、今後は地域の特性、都市計画事業の推移、都市計画税の充当状況、財政状況などを分析しまして、建設部局、都市計画部局、下水道部局、財政部局、課税部局を統括する司令塔を設置して、全面的な観点から都市計画のあり方を考える必要があると思っております。今後、都市施設が更新を迎えること、人口減少の中、集落のコンパクト化が課題になっていることなどからも、今後も都市基盤整備の重要性は変わらないというふうに思います。財政の制約が強まっている中で、より効率的で、かつ町民の理解を得やすい方法で、都市計画事業を行わなければならないと思っております。都市計画事業の今後見直しを行っていく必要があるというふうに思っております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） このような状況を永遠と続けていること自体に問題があると思っております。その点はどうか認識しておりますでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはり地域住民の方に直接影響することですのでその理解を求めながら進めていかなければならないので、多少時間はかかっても地域住民の理解を得ながら進めていくことが必要と思っておりますので、今後は早急に理解を得られるような方法で進めていきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番(石坂 武君) ある面でちょっと強い言葉になって申しわけありませんけれども、詐欺に等しいというような感覚が私にはあるわけですが、その点は町長としてはどう考えていますか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 私はそういう表現には当たらないと思います。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) これは見解の相違ということでしょうけれども、現実にはその該当地区の皆さんからそういった発言が多々あるということだけはちょっと申し上げておきたいと思えます。

仮に都市計画税の発生がなくなった場合、時効等の問題があると思いますが、還付対応等も当然必要になってくると思います。また、都市計画区域を仮に外した場合、既に実施した公園等の整備に係る補助金、これらの返還を生じる可能性があるか、また該当地区の住民の方々に生活上の支障が出るものかどうか、その点を伺いたいと思います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 都市計画税を廃止した場合、税の還付があるかについてですが、都市計画税は都市計画法第5条に規定する都市計画区域のうち、条例で定める区域内の土地及び家屋について、地方税法第702条第1項の規定により議会の議決を経て条例を制定し課税しております。税法の規定により都市計画区域全体の都市計画事業に充当するため課税されておりますので、還付はできません。

都市計画税を廃止した場合、補助金返還はあるかについてですが、廃止したとしても補助金返還はありません。都市計画税を廃止した場合の住民の皆さんへの影響についてですが、都市計画税は町の税収の2.4%を占め、都市基盤整備の重要な財源となっております。廃止した場合は必要な事業の実施が困難になると、そういうおそれがございます。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 目的税ということであるわけですが、またその後に出てきますけれども、町民の方にしてみると、主目的が下水道の取り込みということでもありますので、それがなされないということであるとすると、ちょっと還付云々のところについては議論になるかなと、それは思っております。

いずれにしても、今までの対応についていかにも遅いというふうに感じます。責任感の欠如につながるのではないかと感じておりますが、その点はどう捉えていますか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 大穴以北の下水道事業については、先ほどご説明したとおり、平成15年度に事業を中断し、その後、平成21年度に地域の役員の方々と群馬県流域下水道関係と協議してまいりました。また、平成27年から28年には合併浄化槽処理手法等による検討もしてまいりました。その間、時間が大変かかっていることは事実であります。今後は関係部局とも連携しながら、また地域の皆様の意見も伺いながら、地域に合った汚水処理の

計画を検討していきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 関連で伺いますけれども、都市計画税につきましてはその使い道が使用用途、地域が決められていると思います。どのような事業に使用できるのか、あるいは使用しているか、教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画税の使用目的については、都市計画事業または土地区画整理事業への充当です。使途については決算書に示されているとおりでございますけれども、平成29年度においては都市計画道路整備事業、下水道事業、特別会計繰出金、都市公園管理費となっております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 繰り返しになるかもしれませんが、今回は長年にわたり永遠と都市計画税を取っていながら、主目的な部分についての使用、活用がなかったということでの解釈でよろしいでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画税は目的どおり都市計画事業に充当しております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 大穴以北の地域について先ほど来申し上げているとおり、下水道の取り込みが主目的であったということについて特化した場合、使用用途、地域が決められているが、それができなかつたと、そういうことではないのでしょうか。税金が発生しているんですから、目的税が。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画事業を予定していても現在実施されていない地区は、大穴以北以外にもまだございます。そういった地区が全ておかしいんじゃないかということにはなりませんので、大穴地区においてもほかの地区と同様な考え方で考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） これはいくら議論しても違う、平行線をたどるんだろうというふうに思っておりますけれども、主目的に使われていないということはこの先もないということを申し上げておきたいと思っております。

次に、過去において目的外使用した経過があるのではという指摘も一部にあります。今回は時間の関係でこの部分については追及はあえていたしません、そういうことがあってはならないことでもありますので、あるとしたならば十分に注意して取り組んでいただければと思っております。

また、冒頭の質問で下水道の取り込みを主目的としてと言いましたが、先ほど来申し上

げたとおり、都市計画税は目的税であるということでありますので、適正な運用をしてほしいという気持ちの中でこういった発言をさせていただいております。この点について何か見解があるか、また以上質問してきた内容に係るアンケート調査を以前実施したというふうに私は捉えておりますけれども、そういった部分の結果についてどのような状況だったのかと、これを果たして公表したのかどうかも含めて回答していただきたいと思っております。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 下水道に関するアンケートは、下水道未普及地区の汚水処理手法の検討のための基礎資料としてとらせていただいたものであります。公表はいたしておりません。今後は公表も検討し、公表に努めてまいりたいというふうに思います。

また、過去において都市計画税の目的外使用があったのではないかとということですが、それはなかったということで認識しております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ぜひ公表していただきたいと思っております。

結論を言うと、該当地区に対する取り組みは現状望むべきものでないということであり、いずれにしても早急に解決すべき大きな問題・課題だと思っております。合併浄化槽への移行などいろいろな方法が考えられるということは、先ほど町長も言っておりましたけれども、そういった部分、今後お金が伴う問題でありますので、経費負担等につきましても迷惑をかけているという状況もありますので、該当地区の皆さんが十分に納得する対応を早急に、スピーディーにさせていただくことをお願いするとともに、先ほども言いましたアンケート、これについてはぜひ早めの公表をしていただきたいと思っております。

1問目の質問をこれで終わりにさせていただきますけれども、なお2問目に入る前に、次の件については事前通告をしておりませんので、回答できる範囲で結構ですけれども、先ほども発言の中で触れさせていただきました町長と語る会、地区別懇談会の開催について、過去の実績からも非常に効果がある内容だと思っております。町長として定期的を開催する必要があると私は考えておりますけれども、町長の見解を言える範囲で結構です。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も以前の町長が地区に出向いて、地区の皆さんと懇談するという場を設けたということは承知しております。それが政策にどういうふうに活かされてきたかということも含めまして、今までやってきたものの検証をしっかりと行って、本当に有効なのかどうかも含めて検証させていただいて、今後の考え方等につなげていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 私は必要だと思っております。

というのは、1つ例を挙げれば、防災無線の関係なども地区地区で発言がなされた中で、結果として今基本設計が始まって、来年度以降は工事するというところで、町長の公約の中にもその辺が触れられておりますし、先ほどの町長の冒頭の発言の中にもその辺が入って

おりましたので、そういったことを考えるとぜひ必要ということになると思いますので、検討をよろしく願いいたします。

なお、町長と語る会がしばらく開催できなかったのは、前町長のセクハラ疑惑により招いた町政の混乱・停滞が主な原因だと思っております。したがって、この1年間、開催する気配さえありませんでした。直接、ひざを交えて意見を交わす場として大変意味があるわけですので、ぜひ定期的に開催に向けて積極的かつ早急なる対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2問目は教育長が新年度よりかわったことに伴い、課題山積の今後の教育行政への取り組みについて伺いたいと思います。質問内容によっては新町長にも回答していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、前教育長に質問した内容について、そのほとんどの部分でその後の状況が確認できておりません。これからの質問についてはそういった事情を鑑みて、過去に質問した内容と多々重複すると思いますが、あらかじめご了解を願いたいと思います。

5月10日の臨時議会のときにも教育長みずから指針に基づいた取り組みについて述べておりますし、同じく5月16日の議会全員協議会の場においては課長より4つの柱を示していただきました。過日の発言と重複するかもしれませんが、そのときと議員の構成も変わっておりますので、指針に基づいた取り組みにおける基本姿勢と、4つの柱の内容についてももう一度簡潔に触れていただければと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 石坂武議員の質問にお答えいたします。

教育長就任挨拶等で述べてまいりました学校教育の充実、生涯学習の推進、文化振興、スポーツ振興の4つの指針は、みなかみ町教育大綱の基本方針の4柱をもとにしております。改めて、4つの指針について申し上げます。

まず、学校教育の充実につきましては、郷土みなかみを愛し、思いやりのある強くたくましい児童生徒の育成を目指し、教育環境の整備等に取り組み、教育水準の向上や教育内容の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、生涯学習の推進につきましては、生きる喜びに満ち、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれた生涯学習社会を目指して、関係機関、各種団体との連携を図り、町民の皆さんの学習ニーズや各ステージに応じた学習機会の提供に努めてまいりたいと思います。

3点目の文化の振興につきましては、町民の皆さんの文化振興の意識を高め、これまで以上にみなかみ町のことを誇りに思い、好きになってもらえるように、誰もが楽しめる地域の文化活動を推進するとともに、文化財の保存・活用に努めてまいりたいと思います。

4点目のスポーツ振興につきましては、町民の皆さんの生きがいと健康増進のために、みなかみ町スポーツ推進計画に基づき、地域に根ざしたスポーツや競技スポーツ等の振興を図るとともに、施設設備の整備に努めてまいりたいと思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次の質問につきましては、町長と教育長、両名に伺いたいと思います。簡潔にお願いしたいと思います。

29日の全員協議会のときにも町長は触れておりましたし、先ほども冒頭の挨拶で触れておりましたが、重要な内容でありますので再確認の意味も含め、あえてここで質問させていただきます。

現状においても素早く解決に向け取り組むべき喫緊の課題でありながら、一向に進まない少子化に伴う小中学校の統廃合については、どういった思いで今後取り組んでいくつもりなのか。以前も触れておりますが、大きな課題・問題の解決に向けては当然かんかんがくがくとなるものであります。解決に向けては決断しかないというふうに最終的には思っております。進捗状況を含めて、どのように考えているか、捉えているか、あわせて伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） それでは、石坂議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度から町の公立学校の適正規模、適正配置について検討がなされてきました。平成29年6月に教育委員会から町長へ答申という形であるべき姿について答申がなされました。その後、現在まで教育委員会で検討してまいりましたが、具体的にどのように進めるかについては進捗していない状況でありました。

今現在の小中学校の児童生徒数の減少等の状況を考えますと、現状のままいつまでもいるのは、子供たちにとってはかわいそうな状況であると私は認識しております。つきましては早急に具体的な推進方法の検討を進めていき、子供たち、保護者の意見をいただきながら統合について進めていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） お答えいたします。

どういう思いかということと進捗状況ということですので、まず思いにつきましては、私はみなかみ町における学校統合につきましては、町長もおっしゃっていましたように、児童生徒の減少に伴う教育課題や学校施設・設備の老朽化等の面から必要性を強く感じております。しかし、通学距離や時間、豪雪とかの季節による影響などの児童生徒への負担や、地域のコミュニティーとしての役割など大変デリケートな課題だと思っておりますので、保護者や地域の方々のご意見等を十分に踏まえて検討していくことが大切であると考えております。

それで、進捗状況でございますけれども、みなかみ町では先ほどお話にありましたように、平成29年6月に学校統合の必要性とその方向性を示した答申が出されたわけですが、町長に出された後、その後は具体的には進展していないという状況であります。しかし、この11月26日ですけれども、新町長が総合教育会議を招集いたしまして、学校の統合について協議され統合を前進させる方針が確認されましたので、その方針を本議会中、所管の総務文教常任委員会で協議いただき、その後の議員全員協議会で説明したいと考えております。そこで皆さんにご理解いただけましたら、地域や保護者の方々への説

明会に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 児童生徒の減少、少子化に伴いまして先ほども関連の発言があったわけですが、けれども、集団活動、クラブ活動等にも支障がでている現状において、それらの解決に向けてどのように取り組む考えか、あるいは取り組んでいるか、簡潔にお答えください。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） 生徒数の減少に伴う部活動等の問題ということで捉えさせていただきますと、やはり生徒数や教員数の減少に伴いまして、今まで実施していた部活動の数を見直したり、他校と合同で実施したりという状況も見られます。生徒各自のニーズに応じた活動を通して、責任感や連帯感を涵養する部活動のそういう意義を果たすのは、かなり厳しい状況にきているというふうに考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） また、これも全国的な問題となっておりますサービス残業ともいべき教師の過度な時間外勤務の実態と、その解決策について伺いたいと思います。簡潔にお願いいたします。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） 教員の多忙化ということでございますけれども、実際のところ小学校も中学校も、中学校で言えば部活動の対応や、小学校で言えばスポーツの指導、また発表会や行事の準備、日常の調査等でやはり多忙を抱えております。そのような状況で、本町におきましても群馬県教育委員会教育長の通知などをもとに、教員の多忙化解消に向けた取り組みを行っております。

具体的にその取り組みの内容を申し上げるのでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

教育長（田村義和君） 例で言いますと、教職員の勤務時間等の把握、労働安全衛生管理体制の整備、各種会議行事等の効率化、適正な部活動の運営に関する方針の策定、教員の事務処理の効率化を図るシステムの導入検討等に取り組んでおります。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 次に、給食の関連について、たしか以前に前町長の発言だったと思いますけれども、藤原地区に給食業務を一部移してという話が出たと思います。教育委員会サイドでこういった話を受けているのか、あるいはこれは前町長の発言ということで現状は全くない話なのか、その辺を教えていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） 教育委員会といたしましては、具体的なお話は直接伺っておりません。

議長（小野章一君） 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 次に、東京オリンピックの年の2020年に群馬県を中心とした北関東のインターハイが開催され、みなかみ町と片品村を会場とした山岳競技が開催されるということで聞いておりますけれども、直接、教育委員会、義務教育じゃない部分ということの中で絡んでいるのかどうかもわからないんですけれども、何か取り組みについて入っていれば教えていただきたいと思います。

議長(小野章一君) 教育長。

教育長(田村義和君) それでは、高校総体の関係でございますので、簡単に内容もお伝えしたいと思います。

2020年に群馬県を幹事県とした北関東ブロックが担当する全国高校総合体育大会が開催される予定です。2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年でもありますので、特例的に全30競技のうち19競技が北関東ブロック以外でも開催されます。群馬県は総合開会式を担当するとともに5競技が開催されます。

みなかみ町には平成28年9月12日付で町長に正式依頼がありまして、登山競技の会場市町村となることをそのときに承諾しております。武尊山を中心に競技が行われることから、みなかみ町と片品村で共同で担当することになっております。開催期間は2020年8月20日から8月24日を予定しております。開会式はみなかみ町で開催し、閉会式は片品村で開催する予定です。

今年度より正式に群馬県実行委員会が設立され、全体の計画案や予算案等を協議しております。また、町としては今年度、三重県で開催された大会の視察を行い情報収集を行うとともに、全国高体連専門部の会場市町村としての現地視察の対応等を行いました。

今後ですが、平成31年4月をめどに片品村と共同で登山競技の実行委員会を立ち上げ、大会運営全般にわたり調整していくこととなります。人的配置や予算措置等も必要になってきますので、議員各位のご理解、ご協力もお願いしたいと考えております。

議長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 次に、先日も報告会が開催されておりますけれども、中学生の海外派遣事業については、積極的に取り組むべきであるとの私自身の考え方もあります。応援していきたいというふうにも思っております。

今後に向けて、さらに充実していくのか、教育長にまずその考えを伺いたいのと、この事業については過去にも前教育長に質問しておりますけれども、藤原地区の生徒の参加が今のところ皆無で今回もなかったのかなというふうに捉えております。何かそこに原因があるのではという質問もしております。経費の負担補助等の考え方も含めて、その辺の見解を伺いたいと思います。

次の質問の時間等ともあれしていただきますので、簡潔にお願いしたいと思います。

議長(小野章一君) 教育長。

教育長(田村義和君) 中学生の海外派遣事業は、このグローバル化が進む中で私も大変必要があるというふうに考えておりますので、充実させていきたいというふうに考えております。

藤原の参加がないということで、私も直接藤原の校長のほうに確認しましたら、これといった原因ということとは認識していないということで、今まで小学生が奄美大島に参加するという事業もありますので、そちらも今まで藤原の小学校からは1人も出なかったわけですが、今年度については1人希望がありまして、やはり人数が少ないのでその年年でのその事情によつての参加希望というふうに捉えております。

以上でよろしいでしょうか。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 先ほどの質問の中で集団活動云々ということも私は質問させてもらっていますけれども、その辺にも原因があるのかなというふうに1つは思っておりますので、その辺も含めて検討してもらえればと思います。

また、教育長就任以来8カ月強が経過する状況にありますので、当然既に何回かは出先機関、カルチャー、給食センター等にも顔を出していることと思います。私の実験の経験からして、出先の職員として所属のトップが来るということは大変うれしいものですし、やる気にもつながります。これは町長サイドにもいえるのかなと思っておりますけれども、場所場所において当然抱えている問題・課題もそれぞれあると思いますし、内容を把握しておくことはトップとして当然必要なことだと思います。十分な対応をお願いしたいと思うわけですが、現実8カ月の状況を教えてもらえればと思っております。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） 私も4月の就任後、また石坂議員さんにもご指導いただきまして、関係の施設等に出向いて施設を見たり話を伺ったりして現況の確認を行いました。その後も機会あるごとに施設の状況把握をしているところでございます。全般に老朽化等の課題があるなということとは認識しております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それに一部関連すると思っておりますけれども、出先機関であるカルチャーセンターにおきましては、平成28年度は正規職員が3名、29年度は年度の開始直前になってなぜか2名体制になり、今年度の30年度におきましても2名体制のままです。業務に支障があるとの話も聞き及んでおるわけですが、もし正規職員というわけにいかないのであれば臨時職員の増員等を含め、業務に支障が出ないための検討をしてほしいと思っておりますけれども、その対策、取り組みについてはいかが考えておりますか。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） カルチャーセンターの職員体制につきましては、議員さんのおっしゃったとおりでございますけれども、限られた職員でホールでの照明や音響操作、図書室運営、受付、敷地内の環境整備等を行っておりまして、ある程度の人的配置は必要と考えております。大きな行事や冬場の大雪時の除雪等、事務局とも連携を図りながら対応しておりますが、多くの方に利用していただき稼働率も高い施設でありますので、利用者へのサービスが低下しないよう人員配置に努めるとともに、将来的には専門技術スタッフの業務委託や

管理運営の委託等も検討していきたいと考えております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 大きな行事、あるいは団体が施設を使うときなど、そういった声を現実に耳にしておりますので、ぜひ前向きに前進ある対応をしていただければと思っております。

次に、これまた既に引き継ぎがされているというふうに私は思っておるわけですが、体育施設3施設に設置されているトレーニング機具の計画的な買い換えについて既にお願しております。実際に機具そのものがサポーターを巻いたり包帯をしているという大変危険な状況にもあります。ぜひ買い換え実現に向けての取り組みをお願いしたいと思っております。

あわせて、みなかみの社会体育館におきましては、相当前より柔道の畳がない状況であると思えます。地元関係者の使用はもとより観光地ということも考慮していただくとともに、せっかく今年度より皆さん町サイド、教育委員会の英断によりまして月曜日にも各施設が開館・開設してくれたという状況もあります。そのような状況を考えた中で、その辺の取り組みについてはどういうふうを考えておりますか。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） まず、トレーニング機器につきましては、石坂議員さんのご指摘のとおり、かなり老朽化している部分が認められます。今後、使用状況、安全面等を十分に点検・把握しまして、施設利用者にはスリー・パイ・スリー・バスケットの方なんかも利用していて、その機器の使用についての専門的知識を持った方もいらっしゃいますので、そういう方々からも幅広く声を聞きながら有効に活用できるように、計画的に修繕・更新していきたいというふうに考えております。

社会体育館の柔道を前にしていたところの畳の撤去ということでございますが、経過から言いますと、それは主に中学生が以前に畳があったときに使っていたということで、水上中学校が新しくなりまして、そちらのほうで今度するようになったころから使用がなくなったということでございます。畳もそのときに劣化しておりましたので危険な状態だったので、平成28年度に撤去したというような状況です。現在につきましてはその部分についてウレタンマットが敷いてありまして、空手などで活用していただいているという状況でございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その畳の設置がないというようなことの状況を把握したのは、いつごろだったでしょうか。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） つい先日でございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 実際のところ中学校でやっているということも私は情報として把握しており

ますが、あればしたというような要望というか希望はあるようです。それとまた先ほど言いましたけれども観光地でありますので、そういった部分についても使用できる連泊等も体育館の使用が可能になっておりますので、必要ではないかと思っておりますので、これは質問ではなく、聞いてもらえれば良いと思います。

これもまた過去に質問しているいじめ問題についてですけれども、いじめについては状況によって人の命にもつながる危険があると。受けた者にとっては一生の傷にもなりかねません。現在、いじめの実態があるか、ある場合の解決策についてと、関連があるので確認しますけれども、不登校の実態があるか、あれば数字を教えてくださいと思いますし、あとは解決策はどうとっているのか。もう時間ありませんので、簡潔にお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

教育長（田村義和君） いじめにつきましては実際にございます。

具体的な数字を申し上げますと、町内全体における平成29年度1年間の認知件数については31件でございました。いずれも解消しております。今年度につきましても10月末現在で32件という認知数を持っております。

その対策といたしましては、各学校のいじめ防止基本方針に基づいて児童生徒主体のいじめ防止活動を推進するとともに、心の教育の充実など未然防止や早期解消に努めるよう指導してまいりたいと、現在もしておるところでございます。

不登校につきましては、平成29年度は年間30日以上休んだ児童生徒が17名でございました。今年度につきましては10月末現在のところ今年度について30日以上欠席している児童生徒数は10名でございます。

こちらにつきましても、関係機関と連絡をとりながら個々の児童生徒への対応を検討して、家庭訪問や電話連絡等をこまめに学校のほうで対応しているところでございます、こちらのほうとしても、それについての指導を会議等で行っているところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 改善に向けて努力されているようですけれども、さらに努力を期待したいと思っております。

たまたま柔道の畳の件でちょっと落としました。つけ加えますけれども、以前は柔道以外の体育館の使用がシューズ履きのまま畳に上がったりということがあったようです。その結果、畳の傷みが早かったということも聞き及んでおります。設置した場合にはその後の十分な管理が必要になるということをつけ加えておくということと、いずれにしましても教育行政の遂行に向けて協力できることは積極的に協力させていただくつもりでございますけれども、時には是非の立場から意見も言わせていただければと思っております。

いずれにしましても、二元代表制の立場を常に意識して、今後よりよいみなかみ町づくりに向けて対峙させていただくことを結びに触れさせていただきまして、質問を終わります。

議長（小野章一君） これにて、11番石坂武君の質問を終わります。

午前中の一般質問についてはこれで終了いたしまして、午後は午後1時より午前中に引き続き一般質問を再開いたします。よろしくお願いいたします。

(11時38分 休憩)

(13時00分 再開)

議長(小野章一君) 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

通告順序2 14番 阿部賢一

1. 町長が取り組む8つのことについて
2. 農林業振興
3. 安心・安全なまちづくり
4. 優しいまちづくり

議長(小野章一君) 14番阿部賢一君の質問を許可いたします。

阿部君。

(14番 阿部賢一君登壇)

14番(阿部賢一君) 小野議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

鬼頭町長におかれましては当選以来、町長職、今まで副町長としておつき合いをさせていただいておりましたけれども、これからも行政の安定化、そして何よりもやはり失われた信頼の回復のために、ぜひ汗を流していただきたいと思います。しっかりと一緒になって議会も信頼回復、町政の安定には努めていきたいと思っておりますが、議会は議会としての役割というものがありますので、それもやはり十分に発揮する中で、互いにいい政策が町民のために出していければいいかなというふうに考えております。

きょうは町長が選挙で取り組む8つのこと、イコール公約という認識で、何点かかいつまんで質問させていただきます。

初めに、子育て支援の充実ということを町長も選挙パンフレットではうたっております。具体的にどんなことを考えているのか、正直なところを詳細に説明していただければと思います。

議長(小野章一君) 町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 阿部賢一議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援の具体的な施策はということですが、みなかみ町の子育て支援策はみなかみ町子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施しております。計画では年度毎に量の見込みと確保策を設定し、成果を検証しております。

計画に基づいた主な事業として子育て支援センター運営事業があります。この事業ではNPO法人に業務委託して、地域子育て支援センター汽車ぼっぼの運営を行っております。当センターは現行平日のみ開所していますが、保護者から土日にも利用したいという要望

が多く出されておりますので、開所日の拡大を検討していきたいというふうに思っております。また、センターから遠い利用希望者のため開催している出張サービスも、日数や開所時間等の選択肢をふやして利用しやすい状況を整えていきたいと思っております。

次に、利用者支援事業として子育て世代包括支援センター運営がありますが、この事業は妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師を配置し母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるように相談を行うという事業でございます。みなかみ町は平成29年度に沼田市とともに近隣市町村ではいち早くセンターを立ち上げました。平成32年からは全国一律で運用が開始されることになっております。現在は臨時的任用の保健師1名体制のため、主に母子手帳の交付などの業務を行っております。今後はセンターの機能を広げ、専門的な相談や調査を行い、子どもやその家庭に寄り添って継続的に進めることができるような体制整備を検討していきたいと思っております。

次に、計画の方策の一つである教育、保育の量の確保のため、次のような対策を考えております。それは保護者の就労時間が基準を満たさず保育に欠けていると認定されないため、待機児童としてカウントされない、いわゆる潜在待機児童の解消です。保育の認定を受けこども園に入園するためには、保育に欠けていることが条件になりますが、みなかみ町では保護者の月64時間以上の就労が条件になります。このため、月64時間未満の就労であるため保育認定が受けられず、就園をあきらめている潜在待機児童が存在しています。この就労時間の国の基準は月48時間となっております。近隣では沼田市が国の基準に倣っております。この16時間の差を解消し、潜在待機児童を少しでも減らすことができるような体制づくりを検討していきたいと考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 子育て支援でいろいろ施策を講じているというのは承知しております。沼田市で48時間、みなかみ町は64という国の基準で、今まで沼田市ができていて何でみなかみ町でできないのか。検討すると今、町長はおっしゃった。子育て支援に力を入れるというならば、もう検討じゃなくてすぐにやると。その時間差というのは、非常にそれでもう潜在的な待機児童が何人かは恐らくいるんだと思うんですけども、なぜできないんでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も副町長になっていたから、こういうことは本当は承知していなければならないはずなんですけれども、当初からみなかみ町は64時間ということで動き始めていたもんですから、そのままきってしまったというのが現状かなと。ただ、その48時間に改善しますと、やはりそこに項目が当然ふえてくるわけですから、そこで働く保育士さんとか、そういう手配もしなければならぬ。そのための補助金も町は当然出していかなければならない。そういう負担をいろいろ考えたところで、64時間ということで設定されてきたんだというふうに思っております。

ただ、そればかり言っちゃうと、お金が出ていくからあまりキャパを広げないということであると、やはりそれで困っている父兄がいらっしゃるわけですから、それは検討して

いきますという話はしましたけれども、それはやるようにしますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 検討ではなくてやるように努めるという、今、町長の答弁をいただいたわけで、子育て支援というのはやはり幅が広いし、全て保護者の方も行政に全部お任せという、そんな気持ちはないんだと思うんですよね。やはり自分の子供は自分で育てる、これは当然のことで、そういうことは承知しているんですけども、昔我々が育った時代と家族構成とか家庭環境とか就労の環境も大幅に違っているわけで、共働きの家庭なんていうのは当たり前前の時代にも関わらず、ふるさとがここだから住んでくれているという方たちの身になってみれば、行政も多少なりの財政の支援で町長が今おっしゃる子育て支援のさらなる充実ということも、それに期待している部分はかなり多いと思いますのでやはり力を入れていただきたいと、こんなふうに思います。

一応、子育て支援についてはるるほかにもあるんですけども、町長の子育て支援に対する姿勢というものが一定確認ができたので、1回閉じたいと思います。町長も立場をかえてみれば、恐らく今の若い世代の親御さんの心中というものを十分に察してくれているんだと思いますので、ぜひその辺で町民に寄り添った発想で展開していただければと思います。

子育てについても関連するんですけども、月夜野の学童保育はかなり定員が多くて、非常に苦慮しているというお話を伺っております。現在の実情について説明をお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町内には月夜野わんぱくクラブ、新治学童クラブ、わかくりキッズクラブの3つの放課後児童クラブがございます。

月夜野わんぱくクラブは月夜野北小学校、桃野小学校、古馬牧小学校の児童が対象で、3つのクラブの中では定員が一番多い施設でございます。定員は65名で、現在は1年生から4年生まで60名の児童が入会していますが、5年生と6年生は入会しておりません。ほかの2施設とも5年生と6年生の入会者が少ないことから、この学年につきましては授業が遅くまであって、下校時間には既に親が在宅している児童が多いためだということが考えられます。仮に対象児童が全て入会した場合は、65名の定員を大幅に上回ってしまう。現在の状況はそういった状況です。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） やっぱりあそこを通りかかっても非常に狭い印象があるわけですよね。これから少子化といえどもニーズは高まる施設になるのかなという気もしているんですけども、何とかすべきだというふうに思っているんですけども、その辺の町長の認識はいかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 私も五、六年生で希望しても入会できないという状況があるということは、これは解消していかなければいけないというふうに思っております。しかし、月夜野わんぱくクラブの敷地は、皆さんご承知のとおり限られた面積のところで行っておりますので、定員をふやすのがかなり厳しい条件だというふうには認識しております。

ですが、やはりそういった親御さんの希望があれば、それを確保するような施策は考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、どんな方法があるのかも含めて幅広く検討していきたいというふうに思っております。

議 長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 幅広く検討してくれるというお話なんですけれども、これは教育委員会とも関係しちゃうかもしれないんですけれども、やはり学校の近くにあるというのが一番理想だと思うんですね。小学校の管理は学校長ですからあれなんですけれども、例えば学校なんかの空き教室なりをうまく調整すると。もう縛りはもちろん承知して聞いています。それは学校、教育委員会にしてみれば、そういう管理者が違うので何かあったときという話になるのは当然のことなんですけれども、やはり子育て支援のさらなる充実と安心・安全な子育てを保障するならば、そういう弊害等もなくできる方法というのがきっとあると思うんですね。そういう格好で努力してもらえればと思います。

財政負担がどうしてもつきまとう子育て支援というのは、職員の数だったりパートさんを雇用したりというので必ずつきまとうんですけれども、やはり子育て支援を応援しようという部分については、私は町民の皆さんも多少は理解してくれるんじゃないかというふうに思っております。ぜひそういう中で、教育委員会とかと調整する中で、いろいろな方策のできないことを探すのではなくて、できるように努めてもらいたいというふうに思います。行政は前例踏襲というお話、前例がないからできないとかというお話はよくありますけれども、やはりそうではなくて新しいものをどんどん、いいアイデアを持っている職員の人もいますので、町長もぜひそういうアイデアを吸い上げていただいて反映してもらえればというふうに思っております。

消費税の10%にあわせて国が子育て、幼保の無償化、きょうの上毛新聞にもまだ6団体、市長会とか町村会で合意には至っていないけれども、国は国庫負担を大幅にふやすということで理解を求めているわけなんですけれども、市町会が全額国庫負担を政府・与党に求めたというお話です。それはもちろん上で決まったことは、一自治体の長としてそれに従わざるを得ないというのは十分に承知しておりますけれども、町長はどうお考えでしょうか。国庫で幼保の面倒を100%見るべきか、多少の負担は地方もしょうがないでしょうとか、どちらかお聞かせください。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 実は11月27、28日で全国の町村長大会がありました。その中でもこの幼保の無償化の問題が出されまして、やはりどこの町村も全額国庫負担でお願いしたいと、そういった要望を国に上げていくということで確認しまして、上げることになっております。もう既に要望したかもしれませんが。ですから、私もやはり全額国庫負担が一

番望ましいんだと、そういう認識であります。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 私も基本的にはそうあるべきだと思っております。

いずれにせよ、国政、国会で判断が決定したときに恐らくいろいろ上部団体、群馬県なり何なりからいろいろそういうお話がくる。そうなったときには、それに従わざるを得ないというのは十分に理解しております。まず、その確認、全国の町村会でもやはりそういう要望を出していると。

それで、自分は総務常任委員会委員なんですけれども、給食費となるとそこに関係するところかもしれませんけれども詳しくは聞かないので、隣町の中之条町の町長選挙においても二人の立候補者が公約に給食費無料化と言っていて、恐らく県内、全国的に首長選挙の公約を見ると、給食費を無料化しますという公約がほとんど目に映るわけでありまして。そういう中において鬼頭町長は無料化は今回そういう公約には具体的にはなかったですけども、その給食費についての考え方をちょっとお尋ねさせていただきます。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはりどこの首長の選挙も給食費というのは目玉で、この間、先ほどの全国町村会の首長さん、群馬県内の首長さんと懇談する場があったんですけども、吾妻郡内は高山村が実施していないだけで、ほかの町村は全て無料化だと。高山村長さんいわく、子供を大きくするのは社会の責任もあるけれども、親の責任もあるんじゃないんでしょうかと言っていましたね。ですから、私は給食費の無料化はしないんだというふうに言っていたんですけども、去年の選挙もやはり給食費が目玉になって現職が負けるということになりました。

やはり町民の皆さんはそういうことを期待しているのかもしれませんが、そのことは町の財政を圧迫していくわけですから、その財源をどこかに求めなければ実施できないわけですね。そういったバランスを考えて、実施するかどうかというのは考えるべきだというふうに思います。

例えば道路1本ができなくなるけれども、それでも無償化でいいですかと。そういう話につながるんだと思うんですね。ですから、議員さんがそれでもいいですよということであれば、私は実施、無料化でもいいと思いますけれども、両方やれといわれてもそれはできない話なので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 今のそういう財政、風呂敷はこれ以上広げられない。逆に住民のほうの中で、これもただだから、あれもただだからと、到底そんなことはできっこない話は十分承知していますので、基本的には私も無償化というのにはいかなものかという一人です。食糧難で始まった給食ですから、もう今こういう時代になって親の責任もあるというのも当然ですけども、給食も食育という面では教育の一環であります。あれだけ栄養管理して毎日おいしい給食を、それをただだなんていうのはいかなものかと。逆に埼玉のある小さ

い町では、無料を有料にしたという町長さんもありました。給食を廃止するという打ち出した町長さんもいたというお話も聞いております。

いずれにせよ、周りがいろいろ県レベルである程度、第一子、第二子、第三子で差額の負担を軽減していくという制度ならいいですけども、率先してというのは、私もそういう認識は共通しているという思いであります。そういうルールの問題について、町長が隠居というか農業をしているところにまちづくり振興特別委員会というのが議会にあって、そこでいろいろ新幹線の通勤補助とかそういう提言も報告していますので、1回どこかで目を通して参考にしていただければと思います。

次に、またちょっと関連があつて戻るかもしれないですけども、よろしくお願ひしたいと思います。農林業の振興についてお尋ねさせていただきます。

森林は国民共有の財産であります。やはり森林が整備されていることは、土砂災害を防いだり、町の水源の涵養にもつながるということで、大変大切な資源だというふうに認識しております。政府においても、林業の成長化と森林資源の適切な保全を車の両輪とする森林経営管理法案を国会に提出するなど、林業再生に向けた多方面の方策を総合的に今進めているところであります。

そして、エコパークにも認定されたということで、この森林を多く抱えるみなかみ町にとっては、非常に今大きなチャンスがきているんじゃないかというふうに思います。先般、全協でもエコパークの課長からも説明を受けました森林を育む広葉樹産業化プロジェクトなどにも、大変期待を寄せるところであります。町内においてもまきの販売事業が始まったりとか、いろいろそういう循環型の林業経営というものが生まれてきている状況にあります。やはりその出たまきを販売、そして燃やすということで、現在、結構まきストーブなんかを住宅に設置している家庭も多いように見受けられます。

川場村さんなんかはもう個人のお宅に入れたまきストーブなんかに補助制度というものを創設したり、ほかの自治体でも幾つかはあるんだと思います。上からじゃなくて、下の消費者、末端のお客に対する補助制度の創設というのも、下から補助制度を創設するものもありかなというような気がしているんですよ。そうすれば、まきをホームセンターとかで買わなくても、地元でそういういわゆるまきステーションじゃないですけども、木の駅構想みたいな形でまちづくりの中でありましたよね。どこかの地区の拠点でまきを販売、置く場所、または自分でまきをつくれる人は丸太のまま持っていくような、そういうステーション構想みたいな感じで、その始まりとして住宅のリフォームの事業が創設されているんですけども、個人がまきストーブを購入したときに対する購入費の助成みたいな制度があつても、それもだからある意味でそういう事業を設けたということは、町もやる気があるんだというようなスタートに立てるんだと思うんですよ。

金額的には財政といつてもそんなに負担にはならないと思うんですけども、それについての町長の所見をお伺いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町は水源のまちでありまして、約90%が森林であります。その貴重な森林を守っていくということは、町にとつても大変重要なことだというふうに思つて

おります。その山で生産されている木を日常の生活の中で森林の資源が循環するよう、一般家庭のまきストーブ等の設置に対して町の補助金を考えたかどうかというご提案だと思いますけれども、実は来年度からそれを実施できるように今現在準備を進めておりますので、来年度からは実施していきたいというふうに予定しております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） この質問は当時、岸町長にもさせていただいた経緯がありました。町長がかわったのでそういう話をまたさせてもらったんですけども、イメージとしてそういう動きが出るということは、林業に町もやっと目を向けてくれるなんて、町民の皆さん、また町外の方々も感じてくれると思いますので、やはりこれだけの森林を抱えてこのまま放置しておくわけにもいきませんので、ぜひ循環型で、なおかつそこに雇用が生まれるような政策というものを期待したいと思います。

国も森林環境税、復興税の衣がえで恐らくそういう森林環境税みたいなものを創設して、その税収、交付が、自治体の森林面積に対して恐らく交付する動きになるんだと思います。もちろん都市で負担して多いところについて、当然いわゆる水源税とまでは言いませんけれども、それに類したように感じられる税金なんですけれども、恐らくみなかみ町はこれだけ面積がありますから、かなりの金額が期待できるんだと思います。その用途については行政側の皆さんがいろいろと議論を重ねると思うんですけども、そういうチャンスのあるときに、こういう機会に、林業なりをもう一度見直す機会にすべきだというふうに思っております。

公有林、民有林にかかわらず、全て山林は持っていても管理ができない人ばかりなんです。正直に言って。売れようが売れまいがもう管理ができない実情ですので、やはり私有林でも行政がある程度まとめた中で、多くなければ経常的にもなかなか難しいと思いますので、手をかかわってもらいたい、こんなふうに考えておりますし、いろいろ自伐型林業なんかも動きが出ている中で、その推進というものについて町長は今までどおり推進していくつもりなのか、もっと積極的にするのか、その辺の認識をちょっと確認させてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町も今までも緑の県民税を使ったりして森林整備等にも力を入れてきております。今度、国が新しく森林環境税をつくるという話になっていきますので、その配分は人口割とか森林の面積とかということになってくるんだと思います。このみなかみ町は森林面積を大変持っていますから、大きな金が国から交付されるということになっております。

使い道については、緑の県民税を補完するような使い方というふうに県からはいわれております。その辺もいろいろ考えられると思いますので、十分に無駄のないようにやっていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番(阿部賢一君) ぜひそういう無駄のないように使っていきたいという話なんですけれども、やはりどのように使ったかというものについては公表していただきたいというふうに思います。どのような事業に、どういうふうに使ったかというのは、いずれ出てくるかとは思いますが、その辺はお願いしておきます。

やはり森林を整備するという事は、里山整備、獣害対策にもかなり効果があるんだと思います。里山の森林整備と獣害対策をあわせる中で、率先して整備していただきたいというふうに思います。

獣害パトロールのあり方なんですけれども、いろいろな意見が寄せられているということは当局の所管課にも届いているかどうか分かりませんが、いろいろな意見が町民からあるというのも実情です。やっぱり追い払いということで一定の効果があるんだと思いますし、やり方がどうのこうのじゃないんですけれども、基金もほとんどない状況なので、人的被害も1件発生したわけなんですけれども、これからパトロール自体をどのような方向にしていけるのか、お尋ねさせていただきます。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 有害鳥獣のパトロールについては、いろんな意見を町民の方からいただいているということは、私も承知しております。基金も平成30年の残高が40万5,757円で、ことしも充当する予算になっておりますので、基金はことしで終わるということにはなっております。ただ、獣害がなくなったわけではございませんので、引き続き対策をしていかなければならないというふうに思っております。

それともう1点、これは町としても説明が不足していて、町民の方にもっと説明しなければいけないというふうには感じているんですけれども、現在、臨時職員6人体制で獣害パトロールを行っております。主に町の直営のニホンザル捕獲を目的として行っております。町内六十数カ所に設置してある捕獲おりの見回り、追い払いを、年末年始を除き毎日実施しております。

パトロールでのサルの捕獲実績としましては、平成27年度の年間捕獲数136頭のうち80頭、これはパトロール隊が処理しております。平成28年度の198頭のうち100頭、平成29年度の123頭のうち46頭と、50%以上をパトロール隊が処理しているという実績があります。これを考えますと、サルの捕獲対策事業としてはかなり効果を発揮しているんだなというふうに考えております。

ただPRが、こういったことをもっとPRしなければいけないのに、それがちょっと足りなかったのかなという感じは今しております。また、そのほかには鳥獣の出没時には広報車を持っていますので、広報車で付近の方々への注意喚起、また情報収集、巡視等を実施しているほか、野生動物はそのほかにもタヌキとかキツネとか、いろんな動物が道路でひかれたり、病気か何かで死んでいると、そういうことが町内でたくさん起きています。それらのれき死体回収などの作業も実施しております。

そういったことで、獣害パトロール事業はサル捕獲対策には非常に成果が発揮されておりますので、今後も継続してやっていく必要があるというふうに思っております。

議長(小野章一君) 阿部君。

(14番 阿部賢一君登壇)

14番(阿部賢一君) 継続して今までと同じ体制でということですね。確かにそれも必要だと思えます。やはり林業とあわせて里山も光が入るようになると獣がなかなか出にくいというような話もありますので、その部分にも並行して力を入れていただきたいと思っております。

獣害で人的に被害が発生して、携帯にメールでどこでクマが出たというのが1日に何回もくるわけです。やはり人的に被害が発生した以上、防災無線を使うことも選択肢にあってもいいのかなというふうに思います。全町に放送しろというんじゃなくて、例えば新治のどの地域といった場合、多分恐らく防災無線が使えるんだと思うんですけども、年配の人はメールとかそういうものをなかなか見ない人も多いので、やはり防災無線がキンコンカンコン鳴ると耳を傾けるかなという気がしております。その辺について、その活用についてはどんなお考えなのか。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 獣害の発生時に防災無線を使ってもっと周知しろというご指摘だと思うんですけども、前からそういうご指摘はいただいておまして、今までもいろんな機会を通して、毎回毎回ということではございませんけれども、防災無線を使って放送したほうがいいようなときには放送しているというふうに聞いております。

それともう1点、獣害パトロールの車両にも外部スピーカーを備えておりますので、それらを使って放送もしていますので、広範囲には届きませんが、出た周辺には届くような伝達手段だと思いますので、それらもあわせて使っているということでやっております。また、改めて担当部署と情報の共有を図って、これからも適切な運用をしていきたいというふうに思っております。

議長(小野章一君) 阿部君。

(14番 阿部賢一君登壇)

14番(阿部賢一君) 防災無線で聞いているというのを聞いたことがないんですけども、獣が出ているところなんだけれどもそういうことをやっている。ただ、パトロールで出たときに本当に緊迫した状況、通学路なりを含めてそういうときには、やはり早急に、スピーディーに対応してもらわないと、本当に何かあってからじゃ遅いんだと思いますので、できる限りのことはしていただきたいというふうに思います。

次に、安心・安全なまちづくりについて防災関係、防災無線は触れませんが、近年、毎年のようにゲリラ的豪雨というんですか集中豪雨、みなかみ町は地震よりもやはり土砂災害、水害が一番心配されるのかなと思います。避難所とかのハザードマップをつくっていただいて、いろいろな危険個所みたいなものを色で塗ってやりました。その避難場所が例えば河川の堤防のすぐこっちだったりとか、当時、大体公民館とか公民館分室を避難所にしたり、逆に避難所のほうが危ないんじゃないかというような場所もあるし、耐震がしてある施設かといえば、言い出せば耐震なんかみんなほとんど信頼していないようなところなので、いかがなものか。一応避難場所としてはただしここですよと、それぞれの行政区なりに指定しました。

やはり自分の身は自分で守る、これは当然のことです。町内においても土砂災害、

大雨が降ったときに、ここに何十時間以上この雨が降り続けば、必ずこの山、川は抜けるとか、必ず想定されてあるわけですよ。やはり町単独ではそういうところの安全確保というものはもう不可能なので、公共事業に頼らざるを得ないというときには、幾度となく要望活動とか、そういうことが必ず必要になってくると思います。安心・安全なまちづくり、減災対策ですか、いざというときも堤防があったから、擁壁があったからこれで済んだんだというような公共事業、公共投資は、人が住んでいる以上は必要だと思います。それについて町長は今後どのような活動をしていく考えがあるのか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まずはハザードマップについての話なんですけれども、実は合併当初、職員が机上でつくったことがあります。そんなことじゃ機能しないだろうということで、各地域に職員が行って、地域の皆さんと一緒にハザードマップをつくった経緯がございます。やはり地域の方はここは昔災害が起きたところだよと、そういうことがよくわかっていらっしゃるんです。そういうのも地図上に落としたりして、ハザードマップをつくり直しました。

また、最近、雨量の確率が引き上げになりました。そうすると、やっぱりハザードマップの見直しも必要になってきています。今それはやっている最中なんですけれども、利根川しか発表にはなっていないんですけれども、県が浸水想定区域というのをつくって出しているんですね。月夜野橋から下のほうが、役場の下なんかもそうなんですけれども、浸水区域に入りますよという想定がされています。それらも勘案して、今、ハザードマップをつくり直しているところなんですけれども、そういったマップも1回つくったからいいじゃなくて、常に見直しをしていかないと時代にあったマップになっていかないとふうに思っております。ですから、常に見直しをする気持ちで対応していきたいというふうに思っております。

それと、県では土砂災害防止法に基づき土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、その中でも家屋を破壊して人命に危害のおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定して公表しております。みなかみ町には土石流による土砂災害警戒区域が191カ所、そのうち特別警戒区域が155カ所、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域が416カ所、そのうち特別警戒区域が414カ所、地滑りによる土砂災害警戒区域が29カ所、そのうち特別警戒区域はございませんが、合計で土砂災害警戒区域が636カ所、そのうち特別警戒区域が569カ所、これが指定されております。

これら危険箇所全ての減災対策工事には、大変な事業費と期間がかかります。全箇所の工事というのはまず不可能だというふうに思っております。しかし、県土整備部ではこれらの危険箇所の施設整備の優先順位をつけて、優先度の高いところから工事を実施しております。そういうこともありますので、町としては県に土木施設整備、治山事業の要望を上げて、早く実施していただくような要望活動を続けていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番(阿部賢一君) やはり町単独では到底無理なことですので、これだけの危険箇所が、手を加えなければならないちょっと心配だという箇所がこれだけある以上は、積極的な要望活動で少しでも安心が確保できるように取り組んでいただきたいと思います。

それで次に、優しいまちづくりについて。

高齢者、生活弱者などの交通手段ですよ。高齢者の方々の足の確保、こんなことは質問しなくても、町長は十分に認識なさっていると思います。あわせてなんですけれども、去年も質問させていただいたかと思うんですけれども、福祉除雪、これから冬の降雪の時期を迎えたときの要支援の方がひとりで住んでいたり、老老世帯で近所にも雪かきを頼む人がいない、親族もすぐ電話一本で来られるような距離にはいない、どこに頼ればいいんでしょうかと。しかしながら、昔のこういう町並みとは違って、奥のほうに行くと1軒から本通りまでの長い私道が、車も入れないような状況、要するにそういう環境にある方がたくさんおります。こういう方に行政が手を差し伸べる時期にきているんじゃないかというふうに、私は認識させていただいております。

全てのそういう方々が行政に頼るなんてとても思っていないくて、何とか自分でしょうしようとは思うんですけれども、体も動かない、気力はあるけれども、体が言うことをきかないという方で、本当に体力的にも無理だと、何とかありませんかと、お金を払ってもいいから何とかしてくださいと。お金はあれとしても、そういうところで高齢者福祉の観点からしても、何らかの手を差し伸べる姿勢が行政にあってもよろしいかと。そういう方々というのは今までこの町を十分に支えてきた方々なんですから、そういう方々に手を差し伸べる時期に来ているというふうに思うんですけれども、町の高齢者福祉の考え方についてお尋ねさせていただきます。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 優しいまちづくりについてお話しさせていただきます。

阿部議員もご承知だと思うんですけれども、町では既に除雪制度を設けて取り組んでおります。お金を助成できないところについては、社会福祉協議会が主体となりまして建設業者の除雪ボランティア活動がありまして、屋根の雪下ろしを1回に限り無料でやっていただいております。また、私道が長くてとても町の補助だけでは対応できないところについては、地元の民生委員さんと町の町民福祉課の職員と、そういった人たちがそこに出向いて除雪作業をやるといったこともやっております。ですから、まず困ったことがあったら、町民福祉課に相談していただきたいというふうに思います。

それと、交通弱者の対策はどうするんだというお話ですけれども、みなかみ町は幹線道路にはバスにしろ鉄道にしろあるわけですけれども、そこまで出てくる交通手段がないわけですね。それをどうしたらいいかということで、実は今年度の平成30年度でこれからはなるんですけれども、月2回程度になりますけれども、町内2カ所、新治の相俣地区、もう1カ所は月夜野の名胡桃地区、そこに買い物とか、新治地区については最寄りのバス停まで、そういうのもあるんですけれども、バス路線が走っているところを重複して走るというのは、陸運がなかなかオーケーを出してくれない。そういう難しい面があるものですから、その辺もこれからはクリアするようなことができないか検討していかなければなら

らない。とりあえずはバス停まで送り迎えできるようなことを試験的にやってみようというのを予定しております。

ですから、それをやってみて、かなり利用者がいてもっとこまめにやってほしいとか、そういう要望があれば、それはふやしてやっていくようなことも考えていきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（14番 阿部賢一君登壇）

14番（阿部賢一君） 時間がきました。

町民のそういう困っている人の立場になって物事を考えれば、よくわかると思うんです。その面については一歩前進したなと思っております。これからも公正・公平な町民に寄り添う町政を進めていただくことをお願いして、一般質問を閉じたいと思います。

終わります。

議長（小野章一君） これにて、14番阿部賢一君の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程（第1号）に付されました案件は全て終了いたしました。

散会

議長（小野章一君） 明日12月5日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（13時51分 散会）